

よくあるご質問（FAQ）

Q. 受験者が資格試験手数料等の全額を負担した場合、交付申請対象となりますか？

A. なりません。一部を企業が負担した場合は、その部分についてのみ交付申請対象となります。

Q. 「受験者の常勤性が確認できる書類」にはどのようなものがありますか？

A. 社会保険被保険者証、標準報酬月額決定通知書、出勤簿や給与台帳などがそれに該当します。

Q. 一度補助金の交付を受けているのですが、年度が変わった場合再度申請することはできますか。

A. 1社あたり3人を上限として、再度申請することができますが、同一の従業員に対する補助金額の上限は、通算して5万円までとなります。

1年目			
	Aさん	Bさん	Cさん
補助金額	3万円	4万円	5万円
2年目			
	Aさん	Dさん	Eさん
	5万円－3万円 = 2万円	5万円	5万円

Q. 同一の従業員について、複数の試験を受験した場合、どこまでが補助対象となりますか？

A. 補助対象となる資格試験であれば、全て補助対象とすることができますが、1人あたりの補助金額の上限は5万円です。

Q. すでに終了した試験について、申請することはできますか。

A. 今年度実施される試験であれば申請可能ですが、（一社）大分県建設業協会が指定する期日までに交付申請書及び実績報告書を提出いただく必要があります。※詳しくは事務局までお問い合わせください。